

● 論点 「強制の処分」(197 I ただし書)の意義～エックス線検査のあてはめ～

A

● 最決平21.9.28
【百選30】

論証

- 1 荷送人や荷受人としては荷物の中身を第三者に把握されることを望まないのが通常であるため、荷送人や荷受人の承諾を得ずして荷物をエックス線検査にかけることは、合理的に推認される相手方の意思に反する処分といえる。

また、荷物に対するエックス線検査は、内容物を明確に特定し得るものではないが、射影によって内容物の形状や材質を把握することができ、内容物によっては品目等を相当程度具体的に特定することも可能であるため、荷物の中身に係る荷送人や荷受人のプライバシーを制約する処分というべきである。そして、荷物の内部が、他人に観察されないとの期待を抱くことが合理的といえる領域であることに鑑みれば、当該プライバシーは私的領域に係るもので、憲法35条1項の趣旨が妥当する重要な権利と評価される。

したがって、荷物に対するエックス線検査は強制処分に該当する。

- 2 そこで、「特別の定め」の有無を検討するに、荷物に対するエックス線検査は、内容物の形状や性質を視覚的に把握するという点で「検証」に該当するため、218条1項を根拠規定として行い得るものと考えられる。そして、本件におけるエックス線検査は、197条1項ただし書が定める強制処分法定主義には反しないと判断される。

しかし、218条1項は「裁判官の発する令状」を要件とするところ、本件のエックス線検査は無令状で行われているため、令状主義には反することになる。

論点 「強制の処分」(197 I ただし書)の意義～容ぼう撮影のあてはめ～

A

論証

●最決平20.4.15
【百選9】
最大決昭44.12.24
東京高判昭63.4.1

- 1 何人も、自己の容ぼう・姿態を捜査機関に撮影されることは通常望まないものと考えられるため、対象者の承諾を得ずして容ぼう・姿態を撮影することは、合理的に推認される相手方の意思に反する処分といえる。

また、そのような撮影行為は、居室の内部に係る対象者のプライバシーを制約する処分といえる。そして、居室の内部が、他人に観察されないとの期待を抱くことが合理的といえる領域であることに鑑みれば、当該プライバシーは私的領域に係るもので、憲法35条1項の趣旨が妥当する重要な権利と評価される。

したがって、居室内の被疑者の容ぼう・姿態を撮影することは強制処分に該当する。

- 2 そこで、「特別の定め」の有無を検討するに、居室内に居る人物の容ぼう等を撮影する行為は、対象の存在や状態を視覚的に把握するという点で「検証」に該当するため、218条1項を根拠規定として行い得るものと考えられる。そして、本件における撮影行為は、197条1項ただし書が定める強制処分法定主義には反しないと判断される。

しかし、218条1項は「裁判官の発する令状」を要件とするところ、本件の撮影行為は無令状で行われているため、令状主義には反することになる。